平成２６年（フ）第１３４１号
横浜市神奈川区菅田町488番地　西菅田団地３街区９号棟103号室
債務者　影山　和男
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７１号
岡山市北区西古松２丁目12番23号　難波マンション302号、旧住所大阪府大阪市淀川区西中島２丁目２番５―306号
債務者　石原　清春
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２５２号
横浜市保土ケ谷区瀬戸ケ谷町231番地　鈴木ハイツ201
債務者　大内　俊彦
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月29日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８１号
長崎県佐世保市瀬戸越４丁目1387番地８
債務者　安見　尊雄
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第９１号
長崎県佐世保市崎岡町971番地２　崎岡団地３棟103号
債務者　山田　功二
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１００号
長崎県佐世保市有福町536番地73　アートインシリウスⅠ―103、前住所長崎県佐世保市早苗町1327番地
債務者　秋山万里江（旧姓高巣・引地）
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１４９号
北海道河西郡芽室町本通南６丁目１番地　２号棟２―３号
債務者　山吹しずえ
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１５０号
北海道河東郡上士幌町字上士幌東２線242番地　老人アパート単身向４号
債務者　中山美都子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第７５号
鹿児島県出水市高尾野町上水流510番地１、開始決定時の住所鹿児島県出水市高尾野町大久保7311番地６
破産者　薗畠　豊
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第１２２５号
大阪府八尾市福万寺町南４丁目24番地　カーサフィオーレ壱番館503号
破産者　楠　浩恵
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５３４号
大阪府門真市三ツ島２丁目12番12号
破産者　橋口　昌治
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０６５号
大阪市平野区加美北９丁目15番17号
破産者　西山　隆久
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６９８号
神戸市東灘区本山南町７丁目４番33号　レステルレモトヤマ303号、前住所神戸市東灘区住吉宮町３丁目９番25号　ファミールヒルズ501号
破産者　西原　雅也
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７８号
茨城県神栖市大野原中央３丁目６番68号　フローラル花の舞202
破産者　菅谷　栄子
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第１８号
茨城県神栖市深芝南２丁目４番地２
破産者　錦織　敏之（旧姓石橋）
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第４２４号
さいたま市大宮区仲町２丁目15番地
破産者　小林　章代
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係